消費税の軽減税率により導入が

見込まれるインボイス制度

(担当: 高屋敷 神楽)

1. はじめに

平成27年12月24日に閣議決定された「平成28年度税制改正の大綱」において、消費税が10%に引き上げられ、平成29年4月1日から軽減税率制度が導入されることが示唆されました。また、それに伴い適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が平成33年4月1日から導入されることが見込まれています。

今回はこのニュースなどで話題になることの 多いインボイス制度の概要をご紹介したいと思 います。

2. インボイス制度とは

インボイスとは、消費税の税率や税額の記載 が義務づけられた請求書等を言い、これを基に 消費税の計算を行うためインボイス制度と呼ば れます。(現行制度は税額の記載は任意)

簡略化すると消費税の納税額の計算は次のようになります。

納税額 = 売上税額一仕入税額

この仕入税額を売上税額から控除するための要件として、これまでは帳簿及び請求書等の保存が要件となっていました。インボイス方式においては基本的にはインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

税率が単一の場合には請求書等に税率・税額が記載されていなくても仕入税額の計算に支障はありませんが、税率が多数存在する場合には、税率・税額の記載がないと仕入税額の計算が正しく行なわれない可能性があります。そのため、軽減税率導入に際してインボイス制度が採用されたものと考えられます。

3. 現在の日本とイギリス (軽減税率導入国) との比較

日本 イギリス ・帳簿と請求書等 ・インボイス保存が要件 税額控除 ・「税込み価額×8/108」で計算した税額を控除 砂ボクの発行。請求書等の発行者に制限なし。 登録事業者(登録番号が付与される)※非登録事業者(免税事業者)は発行不可 資格・表務者 ②売上側の氏名・名称。③た上側の任所・氏名・名称。④仕入側の氏名・名称。④売上側の住所・氏名・名称・④売上の内容。⑤税込み対価※税額の記載は任意 事項 ④売上の内容。⑥売上の内容、⑦税抜き対価。※税額の記載は任意 適用税率・税額	<u>こ V 7 LL 年X</u>			
仕入税額控除 の保存が要件 要件 ・「税込み価額×8/108」で計算した税額を控除 税額を控除 砂ボイの発行 請求書等の発行者 に制限なし 養務者 登録事業者 (登録番号が付与される)※非登録事業者(免税事業者)は発行不可 ①年月日 ②売上側の氏名・名称 ③売上側の氏名・名称 ③仕入側の氏名・名称 ④発行番号 ②登録番号 記載 名称 ④発行番号 名称 ④発行番号 事項 ④売上の内容 ⑤税込み対価 ※税額の記載は任 ⑦税抜き対価 ①税抜き対価		日本	イギリス	
税額控 除 ・「税込み価額× 8/108」で計算した 税額を控除 ・		・帳簿と請求書等	・インボイス保存が	
 ・「税込み価額× 8/108」で計算した 税額を控除 ・インボイス記載の 税額を控除 登録事業者 (登録番号が付与 される) に制限なし ※非登録事業者(免 税事業者)は発行不可 ①年月日 ②売上側の氏名・ 名称 ③仕入側の氏名・ 名称 ③性入側の氏名・ 名称 ③性入側の氏名・ 名称 ③性入側の氏名・ 名称 ①解子母母 ③を録番号 ③売上側の住所・氏 名称 ④発行番号 ⑤競込み対価 ※税額の記載は任 ⑦税抜き対価 	仕 入	の保存が要件	要件	
8/108」で計算した 税額を控除 登録事業者 (登録番号が付与	税額控			
税額を控除	除	・「税込み価額×	インボイス記載の	
登録事業者 (登録番号が付与		8/108」 で計算した	税額を控除	
心ボ (なの発行) 請求書等の発行者 される) 資格・ 表務者 に制限なし ※非登録事業者 (免税事業者) は発行不可 ①年月日 ②売上側の氏名・名称 ③売上側の任所・氏名・名称 3売上側の住所・氏の性入側の氏名・名称 4発行番号 5税込み対価 6売上の内容 6税込み対価 ※税額の記載は任 7税抜き対価		税額を控除		
の発行 資格・ 義務者請求書等の発行者 に制限なしされる) ※非登録事業者(免 税事業者)は発行不可①年月日 ②売上側の氏名・ 名称 ③仕入側の氏名・ 名称 ③仕入側の氏名・ 名称 ③性入側の氏名・ 名称 ③売上側の住所・氏名 名 名 会 (う税込み対価 ※税額の記載は任			登録事業者	
資格・ 義務者に制限なし 税事業者)は発行不可①年月日 ②売上側の氏名・ 名称 ③仕入側の氏名・ 名称 ③性入側の氏名・ 名称 ③性入側の氏名・ 名称 ③使入側の氏名・ 名称 3位入側の氏名・ 名 会 所込み対価 ※税額の記載は任 の の 税抜き対価	インホ゛イス		(登録番号が付与	
義務者税事業者) は発行不可①年月日 ②売上側の氏名・ 名称 ③仕入側の氏名・ 名称 3仕入側の氏名・ 名称 3仕入側の氏名・ 名 名 名 第 4売上の内容 ⑤税込み対価 ※税額の記載は任①年月日 ②登録番号 ③売上側の住所・氏 名 4 会 会 の売上の内容 (の売上の内容 (の売上の内容 (の税抜き対価	の発行	請求書等の発行者	される)	
①年月日 ①年月日 ②売上側の氏名・名称 ③売上側の住所・氏 ③仕入側の氏名・名称 4発行番号 事項 ④売上の内容 ⑤税込み対価 ⑥売上の内容 ※税額の記載は任 ⑦税抜き対価	資格•	に制限なし	※非登録事業者(免	
①年月日 ①年月日 ②売上側の氏名・名称 ③売上側の住所・氏 ③仕入側の氏名・名 名 記載 名称 ④発行番号 事項 ④売上の内容 ⑤税込み対価 ⑥売上の内容 ※税額の記載は任 ⑦税抜き対価	義務者		税事業者) は発行不	
②売上側の氏名・名称 ②登録番号 名称 ③売上側の住所・氏 ③仕入側の氏名・名 名 事項 ④売上の内容 ⑤税込み対価 ⑥売上の内容 ※税額の記載は任 ⑦税抜き対価			可	
名称 ③仕入側の氏名・ 名 記載3売上側の住所・氏 名 ④発行番号 ⑤顧客の住所・氏名 ⑥売上の内容 ※税額の記載は任		①年月日	①年月日	
③仕入側の氏名・ 名称 事項名称 ④売上の内容 ⑤税込み対価 ※税額の記載は任名 ④発行番号 ⑤顧客の住所・氏名 ⑥売上の内容 ⑦税抜き対価		②売上側の氏名・	②登録番号	
記載名称④発行番号事項④売上の内容⑤顧客の住所・氏名⑤税込み対価⑥売上の内容※税額の記載は任⑦税抜き対価		名称	③売上側の住所・氏	
事項 ④売上の内容 ⑤顧客の住所・氏名 ⑤税込み対価 ⑥売上の内容 ※税額の記載は任 ⑦税抜き対価		③仕入側の氏名・	名	
⑤税込み対価 ⑥売上の内容 ※税額の記載は任 ⑦税抜き対価	記載	名称	④発行番号	
※税額の記載は任 ⑦税抜き対価	事項	④売上の内容	⑤顧客の住所・氏名	
		⑤税込み対価	⑥売上の内容	
意 ⑧適用税率・税額		※税額の記載は任	⑦税抜き対価	
		意	⑧適用税率・税額	

※財務省 HP を一部加工

なお、フランスやドイツなどにおけるインボイス制度もイギリスとおおむね同様となります。

4. インボイス制度の特性

(1) 免税事業者からの仕入れは仕入税額控除が出来ない

消費税の免税事業者は登録が出来ず、インボイスを発行出来ません。そのため免税 事業者から商品などを仕入れた場合には仕 入税額控除が出来ないこととなります。それにより、免税事業者との取引が少なくな るという可能性が考えられます。

このことから、日本ではインボイス制度 (適格請求書等保存方式)の導入後、一定 期間は免税事業者からの仕入れについても 一定額は仕入税額控除を認める経過措置が 講ぜられる見込みです。

(2) 相互チェック機能

インボイス制度では、相手方が納税を怠っていないかどうか相互にチェックする効果があります。

5. 日本で導入が見込まれるインボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要

- ①登録を受けた事業者から交付を受けた「適格 請求書」(以下、インボイスという)の保存を 仕入税額控除の要件とする。
- ②インボイス発行事業者登録制度を創設する。
- ③インボイス発行事業者にはインボイスの交付 義務を課す。
- ④インボイスの交付が困難な一定の取引については、交付義務が免除され、仕入税額控除が帳簿の保存を要件として認められる。
- ⑤その他所要の措置が講ぜられる。

<u>6. おわり</u>に

およそ5年後にインボイス制度が導入された 場合、請求書等の発行システムの改修等が必要 になることが想定され、その点においても注意 を要します。